入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月3日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院 院 長 後藤 英司

1. 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院 MRI室改修整備工事 実施設計、工事監理業務委託

(2)業務内容

MRI室(RC-地下1階約30㎡)の改修の実施設計、工事監理業務 その他入札説明書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月31日
- (4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院

2. 競争参加資格

- (1) 平成19年度以降(次の①、②に関しては設計業務が完了したものに限る。) に おいて、次の実績を有する者を配置すること。
 - ① 設計業務の管理技術者(以下「管理技術者(設計)」という。)として配置する者は次の実績を有すること。なお、工事監理業務の管理技術者(以下「管理技術者(監理)」という。)については実績を求めない。両者は同一の者であってもよい。

増築又は、改修の病院又は診療所の放射線機器設置建物の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績(参加しようとする企業における実績に限る。)を2件以上有する者。

② 設計業務の主任担当技術者 [建築意匠、電気、機械] (以下「主任担当技術者」という。) として配置する者は次の実績を有すること。

増築又は、改修で病院又は診療所の放射線機器設置建物の実施設計について管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者として担当した実績を1件以上有する者。

(2) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権 を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各 号に掲げる者に該当しないこと。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意 を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間 経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として 使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間等を適用する。

- 一 契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を 得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 六 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故 意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者
- (4) (3) に該当する者を入札代理人として使用しない者
- (5) 厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のA、B、C等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越地域における競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (6)会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に 基づき再生手続開始の申立てをした者((5)の再認定を受けた者を除く。)でな いこと。
- (7) 競争参加資格申請書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人地 域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (8) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級 建築士事務所の登録を行っていること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第 4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (11) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の 各号に該当しないものであること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒240-8585 神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町43番1号 独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院 経理課 担当 岡本・菊地

電 話 045-331-1251(代)

FAX 045-331-0864

電子メール① okamoto-katsuo@hodogaya.jcho.go.jp

電子メール② kikuchi-masahiro@hodogaya. jcho. go. jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所

交付期間:平成29年8月3日(木)~平成29年8月21日(月) (土日祝日を除く9時~17時)

交付場所:(1)担当部署に同じ。

(3) 問い合わせ

平成29年8月17日(木)17時までに、上記(1)担当者宛て電子メールにて質疑書を提出すること。(メールは電子メール①②の両方に送信してください。)電話・口頭による質問は一切受け付けません。問い合わせの回答は、平成29年8月18日(金)17時までに電子メールにて回答します。

(4) 競争参加資格申請書の提出期間並びに提出場所

提出期間:平成29年8月3日(木)~平成29年8月22日(火) (土日祝日を除く9時~17時、但し、平成29年8月22日に限り14時まで) 提出場所:(1)担当部署に同じ。

提出方法:持参又は電子メール、郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着)

(5) 開札の日時及び場所

平成29年8月28日(月)13時30分 横浜保土ケ谷中央病院 大講堂(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成29年8月25日(金)14時までに(1)の担当部署に必着すること。)に持参すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ①入札保証金 免除
 - ②契約保証金 免除
- (3)入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした 者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 交渉権者及び契約価格の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1) に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院 院長 後藤 英司 殿

> 住 所 商号又は名称 代 表 者

(EII)

(以下「当社」という)は独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜保土ケ谷中央病院(以下「貴院」という)への役務の提供(以下「本件目的」という)を行う にあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という)の取扱いに関し 、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・ロ頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、または第三者から入手していた情報
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、またはその後公知となった情報
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報
 - (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明および保証)

- 第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性および最新性につき何らの表明および保証(明示か黙示を問わない)を行わないことを当社は了承します。
 - 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償 の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし 、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しま せん。
 - 2 当社は、当社およびその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員および一部特定の従業員以外の役員および一般従業員に対しては、一切情

報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中および退職 後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置 を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者および次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
 - (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2) 機密の厳守および本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し 助言を求める会計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所または行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合 における当該官公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署または団体からその監督の目的のために機密 情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署または団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院または貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用車、占有者、賃貸借人、その他本 物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したときまたは貴院より請求を受けたときには、直ちに 開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還または当社 の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害 賠償を請求できるものとします。

(準拠法および管轄裁判所)

- 第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。
 - 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁 判所とすることに同意します。